

『2台目』 駐車場利用契約書

パークタウン五領須第6団地管理組合理事長（以下「甲」という。）と、居住者
_____（以下「乙」という。）とは、甲の管理する団地内第_____番
駐車場に乙の保有する下記の自動車(2台目)を駐車するため以下の通り利用契約を締結する。

自動車の表示

- (1) メーカー及び車種 _____
(2) 車両登録番号及び色 _____ 色 : _____
(3) 車両所有者 _____
(4) 主たる利用者 _____

年 月 日

甲：パークタウン五領第 6 団地管理組合
理 事 長 _____ 印

乙： _____ 号棟 _____ 号室
氏 名 _____ 印

1. 甲は、乙の請求により、自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号）第4条第1項の規定に基づく自動車の保管場所の確保を証する書面に所要の証明を行う。
2. 駐車料金は月額4,000円也と定め、乙は本契約締結と同時に当該月額を甲に支払い、その後の駐車料金を甲の定める方法により支払うものとする。
但し、月の中で契約締結の場合は、1ヶ月を30日とした日割計算とする。
3. 月の中で中途において解約した場合は、乙はその月の月額分を支払うものとする。
但し、乙が1ヶ月の予告期間をもって解約の申告をした場合は、日割計算による。
4. 甲は駐車場管理の必要上駐車位置の変更が生じた時は、変更できるものとし、乙はそれに従わなければならない。
5. 本契約期間に、甲に対して他の組合員から新規（1台目）申し込み者が生じた時は、甲は乙に対して解約の予告を行う。解約の予告を受けた乙は、予告から1ヶ月以内に駐車場を明け渡すものとする。
6. この契約書記載以外の駐車場利用契約は、（1台目）駐車場利用契約書および駐車場利用覚書を準用する。
7. 本契約の有効期間、年 月 日から 年 月 日までとする。
この契約を証するため、契約書2通を作成し、それぞれ署名押印の上各1通を保有する。

(以下余白)